第40号様式（第10条関係）

年　　月　　日

保健所長　様

管理者　住　所

氏　名　　　　　　　　㊞印

**診療用エックス線装置備付届エックス線装置備付け届**

エックス線装置を備えたので、医療法施行規則第24条の２の規定により次のとおり届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 病院又は診療所 | 名　　　　　　称 |  |
| 所在地 | 電話番号（　　　）　　　　　　　　ＦＡＸ番号（　　　）　　　　 |
| 　　　　　エックス線装置に関する事項 | 診療室名 |  |
| 製作者名 |  |
| 型式 | （製造年月　　　年　　月） |
|  | 長時間 | Kv　　　　　　mA |
| 定格出力 | 短時間 | Kv　　　　　　mA　　　　　　SecKv　　　　　　mA　　　　　　SecKv　　　　　　mA　　　　　　Sec |
|  | 畜放式 | Kv　　　　　　μF |
| エックス線管の数 |  |
| 薬事法　　承認番号 |  |
| 主な用途 | 管球(１) | 管球(２) | 管球(３) |
| 備付け年月日 | 　　　　　　　　　　年　　　月　　　日 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　エックス線装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要 | 　エックス線管の容器及び照射筒の利用線錐錐以外のエックス線量（漏洩放射線量） | 定格管電圧50kv以下の治療用エックス線装置1.0ｍGy／時（エックス線装置の接触可能表面から５cmの距離） | 管球(１)以下・超える | 管球(２)以下・超える | 管球(３)以下・超える |
| 定格管電圧50kv以下の治療用エックス線装置1.0ｍGy／時（エックス線装置の接触可能表面から５cmの距離） | 以下・超える | 以下・超える | 以下・超える |
| 定格管電圧50kvを超える治療用エックス線装置10ｍＧｙ／時(エックス線管焦点から１ｍの距離）300ｍGy／時（エックス線装置の接触可能表面から５cmの距離） | 以下・超える | 以下・超える | 以下・超える |
| 定格圧電圧125kv以下の口内法撮影用エックス線装置0.25ｍGy／時（エックス線管焦点から１ｍの距離） | 以下・超える | 以下・超える | 以下・超える |
| 上に掲げるエックス線装置以外のエックス線装置10ｍGy／時（エックス線管焦点から１ｍの距離） | 以下・超える | 以下・超える | 以下・超える |
| コンデンサ式エックス線高電圧装置（充電状態で照射時以外）20μGy／時（エックス線管焦点から５cmの距離） | 以下・超える | 以下・超える | 以下・超える |
| 　　　総　　ろ　　過 | 定格圧電圧70kv以下の口内法撮影用エックス線装置1.5㎜Al当量以上 | (　　　　)㎜Al当量 | （　　　　）㎜Al当量 | （　　　　）㎜Al当量 |
| 定格圧電圧50kv以下の乳房撮影用エックス線装置0.5㎜Al当量以上又は0.03mmMo当量以上 | （　　　　）㎜Al当量（　　　　）㎜Mo当量 | （　　　　）㎜Al当量（　　　　）㎜Mo当量 | （　　　　）㎜Al当量（　　　　）㎜Mo当量 |
| 上に掲げるエックス線装置以外のエックス線装置（輸血用血液照射エックス線装置及び治療用エックス線装置等）2.5㎜Al当量以上 | （　　　　）㎜Al当量 | （　　　　）㎜Al当量 | （　　　　）㎜Al当量 |
| ＣＴエックス線装置以外のエックス線装置についてはエックス線照射野を絞る装置（受像面を超えない構造） | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 透視用装置透視用装置 | 患者の入射面の線錐中心での空気カーマ率通常の透視用エックス線装置50ｍGy／分高線量率透視制御を備えた装置125ｍGy／分 | 以下・超える | 以下・超える | 以下・超える |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　　　　　　　　　　　エックス線装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要 | 透視用装置 | 透視時間を積算でき、かつ、一定時間が経過した場合に警告音等を発することができるタイマー装置 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| エックス線管焦点皮膚間距離が30㎝以上となる保持装置又はインターロック（手術中に使用する装置20㎝以上） | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 　　　　診療用エックス線装置（胸部集検用間接撮影エックス線装置を除く）。） | 蛍光板、イメージインテンシファイア等の受像器を通過したエックス線の空気カーマ率150μGy／時（受像器の接触可能表面から10cmの距離） | 以下・超える | 以下・超える | 以下・超える |
| 最大受像面を3.0㎝超える部分を通過したエックス線の空気カーマ率150μGy／時（当該部分の接触可能表面から10㎝の距離） | 以下・超える | 以下・超える | 以下・超える |
| 利用線錐以外のエックス線を有効に遮へいするための適切な手段（被照射体の周囲） | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| エックス線管焦点皮膚間距離（骨塩定量分析エックス線装置を除く｡) | 口内法撮影用エックス線装置（70kv以下）15cm以上 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 口内法撮影用エックス線装置（70kv超）20cm以上 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 歯科用パノラマ断層撮影装置15cm以上 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 移動型及び携帯型エックス線装置20cm以上 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| ＣＴエックス線装置15㎝以上 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 乳房撮影用エックス線装置（拡大撮影を行う場合に限る。）20㎝以上 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 上に掲げるエックス線装置以外のエックス線装置45cm以上 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| エックス線管焦点及び患者から２ｍ以上の距離で操作できる構造の移動型・携帯型エックス線装置及び手術用エックス線装置 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| エックス線装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要 | 胸部集検用間接撮影エックス線装置 | 蛍光箱の防護遮へい体1.0μGy／１曝射（装置の接触可能表面から10cmの距離） | 以下・超える | 以下・超える | 以下・超える |
| 治療用エックス線装置 | エックス線の発生を遮断するインターロック | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |
| 移動用エックス線装置 | 装置の保管場所 | 管 理 区 域 内　・　その他（　　　　　） |
| 　　　　　エックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要 | 建築物の構造 | 耐火構造　・　不燃材料　・　その他（　　　　　　） |
| 操作室 | 有　　　・　　　無（　　　　　　）　 |
| 診療室である旨の標識 | 有　　　・　　　無 |
| 遮へい物遮へい物を設ける場所 | 構　　造　　及　　び　　材　　料 | 厚　　　　さ |
| 診療室の防護物の概要 | 天井 | 鉄筋コンクリート　・　その他（　　　　　　　） | mmmmPb |
| 床 | 鉄筋コンクリート　・　その他（　　　　　　　） | mmmmPb |
| 周囲の画壁 | 東 | 鉄筋コンクリート　・　鉛合板モルタル・その他（　　　　　　　　　　　　） | mmmmPb |
| 西 | 鉄筋コンクリート　・　鉛合板モルタル・その他（　　　　　　　　　　　　） | mmmmPb |
| 南 | 鉄筋コンクリート　・　鉛合板モルタル・その他（　　　　　　　　　　　　） | mmmmPb |
| 北 | 鉄筋コンクリート　・　鉛合板モルタル・その他（　　　　　　　　　　　　） | mmmmPb |
| 監視用窓 | 含鉛ガラス　・　その他（　　　　　　　　　　　） | mmPb |
| 出入口の扉 | 含鉛扉　・　その他（　　　　　　　　　　　） | mmPb |
| その他の開口部 | 有　　　・　　　無 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　　　　　　エックス線診療室の放射線障害の防止に関する予防措置の概要 | 放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示 | 患者用 | 有　　・　　無 |
| 従事者用 | 有　　・　　無 |
| 使用中の表示 | 有　　・　　無 |
| 画壁等の外側の実効線量が　１mSv／週以下となる措置 | 有　　・　　無 |
| 管理区域 | 管理区域を設ける場所 | エックス線診療室　・　その他（　　　　　　　　） |
| 境界における実効線量が1.3ｍSv／３月以下となる措置 | 有　　・　　無 |
| 立入制限措置 | 有　　・　　無 |
| 管理区域である旨の標識 | 有　　・　　無 |
| 敷地の境界等 | 敷地内居住区域及び境界における実効線量が250μSv／３月以下となる措置 | 有　　・　　無 |
| 入院患者の被曝する放射線の実効線量が1.3mSv／３月以下となる措置（診療により被曝する放射線量を除く。） | 有　　・　　無 |
| その他 | 取扱者の被曝測定器具 | フィルムバッチ　・　ガラスバッチＴ　　Ｌ　　Ｄ　・　リングバッチその他（　　　　　　　　　　　　　　　）　　 |
| 防護用具（防護前掛等） | 有　　・　　無 |
| 　　　　エックス線診療に従事する者の経歴 | 氏名 | 職種 | 経歴 |
|  | 医師・歯科医師診療放射線技師 | 免許登録年月日：免許登録番号： |
|  | 医師・歯科医師診療放射線技師 | 免許登録年月日：免許登録番号： |
|  | 医師・歯科医師診療放射線技師 | 免許登録年月日：免許登録番号： |
|  | 医師・歯科医師診療放射線技師 | 免許登録年月日：免許登録番号： |
|  | 医師・歯科医師診療放射線技師 | 免許登録年月日：免許登録番号： |
|  | 医師・歯科医師診療放射線技師 | 免許登録年月日：免許登録番号： |
|  | 医師・歯科医師診療放射線技師 | 免許登録年月日：免許登録番号： |
|  | 医師・歯科医師診療放射線技師 | 免許登録年月日：免許登録番号： |
|  | 医師・歯科医師診療放射線技師 | 免許登録年月日：免許登録番号： |
|  |  | 医師・歯科医師診療放射線技師 | 免許登録年月日：免許登録番号： |

備考　１　このエックス線装置備付け届は、エックス線装置を備えた日から10日以内に提出してください。

２　次の書類を添えてください。

 （１）病院又は診療所の全体図

(２)　装置一覧表（所有する全ての放射線装置（非密封放射性同位元素及び校

正用線源は除く）：別紙様式参照

(３)　隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した平面図、側

面図

(４)　本届出エックス線診療室平面図、側面図（照射方向並びに防護物の材質

及び厚さを記入した50分の１の縮図としてください。）

(５)　管理区域、管理区域の標識、使用中ランプ、注意事項、出入口等の位置

を図中に赤で記入した書類

(６)　漏えい放射線測定結果報告書又は遮蔽計算書（管理区域、敷地の境界、

使用室等）

(７)　その他参考となる資料（カタログ等）

３　エックス線装置ごとの届出としてください。

４　届出書及び添付書類は、正副２部を提出してください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（別紙）

装置一覧表　　　　**病院又は診療所名：**

|  |
| --- |
| エックス線装置等の制作者及び型式 |
| 診療室名 | 製作者名 | 型式 | 定格出力使用線源Ｂq | 使用用途 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |